

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">条例第5条第1項第4号審査基準 (収用移転)</p> <p>1 開発行為を行う者 開発行為を行う者は、自己の所有する建築物の敷地の一部又は全部において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業又は他の法律によって土地を収用することができる事業が施行され、当該建築物を移転又は除却する者であり、かつ、この事業による土地の取得等に関する契約の日から原則として1年以内（やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。）に開発行為に係る許可申請を行う者であること。</p> <p>2 開発区域の規模 開発区域の規模は従前と著しく異なるものであり、従前に代わる施設と認められる範囲であること。</p> <p>3 予定建築物の用途 予定建築物は、次のいずれにも該当するものであること。 (1) 予定建築物の用途は、移転に係る建築物と同一であること。 (2) 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。 (3) 予定建築物は、市町村の都市計画の実現に支障をきたさないものであること。</p>	<p style="text-align: center;">条例第5条第1項第4号審査基準 (公共移転)</p> <p>1 開発行為を行う者 開発行為を行う者は、自己の所有する建築物の敷地の一部又は全部において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業又は他の法律によって土地を収用することができる事業が施行され、当該建築物を移転又は除却すること。</p> <p>2 予定建築物の用途及び規模 予定建築物の用途は、移転に係る建築物と同一であり、規模については同程度であること。</p> <p>3 その他 従前の建築物が二つの用途を兼ねるものであるときは、一方の用途に係る建築物を移転し、他方の用途に係る建築物を従前の敷地の残地に建築することができることとする。</p>

4 その他

(1) 従前の建築物が二つの用途を兼ねるものであるときは、一方の用途に係る建築物を移転し、他方の用途に係る建築物を従前の敷地の残地に建築することができることとする。

(2) 従前の敷地が他の都道府県である等遠隔地からの収用移転については、遠隔地に立地する必要性を勘案した上で適切と認められる場合に限る。